

衆議院 予算委員会第六分科会議録 (農林水産省及び環境省所管) 第二号

令和五年二月二十一日(火曜日)

午前九時開議

出席分科員

主査 堀井 学君

今村 雅弘君

山本 有二郎君

渡辺 孝一君

田嶋 要君

渡辺 創君

池畑浩太郎君

兼務 田中 健君

兼務 笠井 亮君

農林水産大臣

環境大臣

文部科学副大臣

農林水産副大臣

総務大臣政務官

厚生労働大臣政務官

農林水産大臣政務官

経済産業大臣政務官

政府参考人

(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人

(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人

(農林水産省大臣官房総括審議官)

政府参考人

(農林水産省大臣官房技術総括審議官)

政府参考人

(農林水産省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官)

菅家 秀人君

政府参考人 (農林水産省消費・安全局長) 森 健君

政府参考人 (農林水産省輸出・国際局長) 水野 政義君

政府参考人 (農林水産省農産局長) 平形 雄策君

政府参考人 (農林水産省畜産局長) 渡邊 洋一君

政府参考人 (農林水産省経営局長) 村井 正親君

政府参考人 (農林水産省経営局長) 恒藤 晃君

政府参考人 (農林水産省経営局長) 山田 仁君

政府参考人 (農林水産省経営局長) 山田 仁君

政府参考人 (資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官) 山田 仁君

政府参考人 (国土交通省大臣官房審議官) 佐々木俊一君

政府参考人 (環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官) 白石 隆夫君

政府参考人 (環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官) 松澤 裕君

政府参考人 (環境省地球環境局長) 奥田 直久君

政府参考人 (環境省自然環境局長) 土居健太郎君

政府参考人 (環境省環境再生・資源循環局長) 上田 康治君

政府参考人 (環境省総合環境政策統括官) 大島 俊之君

政府参考人 (原子力規制庁原子力規制部長) 飯野 伸夫君

政府参考人 (農林水産委員会専門員) 吉田はるみ君

政府参考人 (環境委員会専門員) 齋藤 育子君

予算委員会専門員

予算委員会専門員

予算委員会専門員

予算委員会専門員

予算委員会専門員

予算委員会専門員

予算委員会専門員

予算委員会専門員

予算委員会専門員

予算委員会専門員

予算委員会専門員

分科員の異動
二月二十一日

辞任 今村 雅弘君

山本 有二郎君

渡辺 創君

池畑浩太郎君

同日

辞任 小寺 裕雄君

渡辺 孝一君

山崎 誠君

山本 剛正君

同日

辞任 鎌田さゆり君

高橋 英明君

同日

辞任 田嶋 要君

阿部 弘樹君

同日

辞任 大島 敦君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任 渡辺 孝一君

小寺 裕雄君

山崎 誠君

山本 剛正君

同日

補欠選任 山本 有二郎君

今村 雅弘君

鎌田さゆり君

高橋 英明君

同日

補欠選任 田嶋 要君

阿部 弘樹君

同日

補欠選任 大島 敦君

池畑浩太郎君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

○堀井主査 これより予算委員会第六分科会を開会いたします。

令和五年度一般会計予算、令和五年度特別会計予算及び令和五年度政府関係機関予算中環境省所管について、昨日に引き続き質疑を行います。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。山崎誠君。

○山崎(誠)分科員 おはようございます。立憲民主党、山崎誠でございます。

貴重な質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

今日は、環境省、大臣にお出ましをいただいておりますので、幾つか、これまで私も取り組んできたこと、そしてGXの関係、今大きく動いております、中心にお話をお聞きをしてみたいと思います。

まず一番目、一般廃棄物処理についてということでお話をお聞きをしたいと思います。

今、公共事業の再公営化の流れが世界で起きているということがございます。単に経済性を追求するだけではなくて、公共事業の事業ごとの特性だとか地域性などを加味して事業の再設計を行う、そういうことが今行われている。

日本でも、人口減少、地方で進行する過疎化、公共施設の老朽化などの課題を抱えつつ、どうやって事業を維持し、そしてサービスのレベルを維持し、上げていくかということが問われています。必要な投資というものをどういうふうに行うのか、税金をどういうふうにするのか、効果的に使っていくのかということが非常に問われているわけでありまして。

こうした時代背景を踏まえた上で、この廃棄物処理という分野においてもいろいろと問題がある、課題があるということがございます。廃棄物

飛ばしまして、養蜂業の質問をいたします。私は、養蜂業、相談をずっと受けておりまして、今、二ホンミツバチが減ってセイヨウミツバチに置き換わり、そしてまた蜂自体が非常に少なくなってきたおるわけでございます。その原因が、蜜源の不足、あるいはダニなんかの病気などもあるわけでございます。

福岡県は、あまおうという世界的にも有名なイチゴのブランドがありますし、これには蜂は必要でございます。養蜂業とともに、授粉のためにも、蜂というのは古くから大切な動物でございます。養蜂業のみならず、授粉のために最近ではハエを導入している、蜜を吸うハエを導入するという話でございますが、ちょっとまとめとめてお願いできますか。お答えできますか。

委員御指摘のとおり、蜜蜂は、蜂蜜などの生産に加えまして、イチゴなどの農産物の花粉の交配に欠かすことのできない重要な役割を果たしてございます。また一方、委員御指摘のとおり、このような中でございますけれども、蜜源植物の面積の減少といったような問題、蜂群配置調整に関するトラブルなど、花粉交配用蜜蜂の不安定な供給、ダニ被害といったような問題がございます。このため、蜜源植物の面積の拡大ですとか、蜂群配置調整の支援、ダニ防除の新薬の実用化など、そういったものの取組を支援をしているところでございます。

○平形政府参考人 御答弁いたします。続きまして、蜜蜂の供給に関しましては、不足が生じないように、国や都道府県が連携して、供給可能県の情報を園芸産地に供給するなど、需給調整を行っております。これに加え、委員御指摘のとおり、クロマルハナバチですとかヒロズキンバチといった蜜蜂の代替となる昆虫の活用も可能となっております。農林水産省においては、これらの導入に取り組み

農業者に対して技術実証を支援しているところでございます。

○阿部弘分科員 ありがとうございます。養蜂業、蜂のことについては、私は本当によく、長年、養蜂業者の支援に携わってまいりましたので、また機会があれば質問させていただきます。

次に、今度は大臣をお褒めする質問でございますから、大臣、ちゃんと聞いてください。輸出拡大実行のために、輸出重点品目、二十九品目をおつくりになっている。今日も、NHKだったかな、ニューヨークのお茶の話、お茶ドリンクですね、お茶に甘いものを入れてそういうドリンクを作っていたのが、本当はお茶のうまみがあるということでございます。福岡県は、八女茶という、非常に高級ブランドで人気が高いブランドがあります。抹茶が主なものだと思いますが、そのほか、福岡県はニシキゴイも非常に盛んですよ。甘木・朝倉地区ではコイの養殖も盛んでございます。

こういう品目を決めて、私もタイとか香港とかに福岡県の県議時代はブランド推進のために様々なアアジアの、日本人、お金持ちの人たちがたくさん買いに来ますので、これについての御説明をどうぞ。大臣からどうぞ。

○野村国務大臣 ありがとうございます。大変、輸出につきましても順調でございます。毎年毎年伸びておりまして、二〇二〇年に輸出の重点品目を定めて、目下、その拡大実行戦略の下で政策を進めておりますが、ただいま委員の方からありました、新しい輸出重点品目に新たにニシキゴイを加えたということもございまして、さらには輸出産地の育成なり海外現地での販売支援体制などを強化しております、おかげさまで、昨年の十二月には一兆四千四百四十八億という最大の輸出額になりました。是非ともこうした形で今後も輸出に力を入れて

まいりたい、こんなふうにも思っております。○阿部弘分科員 円安でございます。是非ともこれを好機に、アジアのお金持ちは、日本の食、安全、安心、そして、かつ、おいしいということ、すごい人気でございますから、是非とも、大臣、旗振りよろしくお願ひしたいと思っております。福岡県産品のみならず、ここは国会でございますから、全国の産品、なるほどと思うものがたくさんあるわけでございます。委員長の御出身の北海道は、ホタテガイが非常に人気でございますから、それもNHKで拝見いたしましたので、円安だから、非関税障壁に負けずに、輸出。非関税障壁が最大の輸出の問題点だと思います。いち早く、こういう農産物、現地に、スーパーに並べるのが非常に大変だと思いますが、是非ともお願いいたしまして、また、ニシキゴイについては、本当に、泳ぐダイヤと言われておりますので、こういったものがどんどんどん、海外のお金持ち、たくさん、世界中に愛好家がいっぱいいますので、是非ともお願いいたしまして、私の挨拶に代えさせていただきます。本日はこちらでございます。

○堀井主査 これにて阿部弘樹君の質疑は終了いたしました。午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。午後零時一分休憩

午後一時開議 ○堀井主査 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。大島敦君。

○大島分科員 衆議院議員の大島です。まず、公正な取引関係の構築について質問をさせていただきます。フード連合とU.A.ゼンセンは、営業現場で働く組合員の方を対象に、食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドラインの十三の項目

に不当な返品を加えた十四項目について、取引の種類、形態において、独占禁止法や下請法と照らし合わせて問題となり得る事例の発生状況についてアンケート調査を実施して、四千二百五十七の回答を得ています。同アンケート調査からは、食品製造業と流通、小売業の取引において、優越的地位の濫用行為を含む不公正な取引が発生している事実が読み取れます。

そこで、本日配付させていただいております二〇二三年二月にまとめられたフード連合とU.A.ゼンセン合同調査に基づいて、政府の対応について伺わせてください。食品産業の労働組合、U.A.ゼンセン、そしてフード連合による取引慣行に関する実態調査の六ページと七ページを御覧ください。

十四項目の中で、特に、原材料価格等の上昇時の取引価格改定、店舗到着後の破損処理、従業員への派遣、役務の提供、これは不当な労務提供に関して、問題となる取引事例が多いという結果が示されており、どのように受け止め、どのように対応するのか、伺わせてください。

○高橋政府参考人 お答えいたします。食品産業の労働組合による取引慣行に関する実態調査の結果につきましては、農林水産省としても報告をいたしております。この中で、特に原材料価格等の上昇時の取引価格改定についての事例が最も多かった点につきましては、昨今の原材料価格の高騰等によりコスト増の影響がその結果に表れたものと考えております。

昨年九月の価格交渉促進月間に際しまして中小企業庁が行いました調査により、中小食品メーカーにおきますコスト増に対する転嫁率は半程度程度の四五％と、一定程度転嫁は進んでいると認識しておりますが、一方で、今回の結果のような問題事例に対しましては、引き続き取引適正化に向けた取組が必要と認識しております。

このため、引き続き、政府で取りまとめました転嫁円滑化施策パッケージに基づきます取組のほ

か、食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドラインの普及など、取引適正化に向けた取組を進めてまいります。

○大島分科員 大臣に伺わせてください、次の質問。

また、政府は、二〇二一年に作成した食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドラインについて、現状の運用はどうなっているのか、このことについても、フォローアップを行うなど、現場でしっかりと浸透するようにしていくべきではないかと考えますが、政府の考え方を伺います。大臣、お願いします。

○野村国務大臣 農林水産省では、食品製造業者・小売業者における適正取引推進ガイドラインについて、食品関連団体の各種会合等において説明を行うなど、その普及に努めてきたところでございます。

今後もし引き続き、普及状況等も把握しながら、様々な機会を通じて適正取引推進ガイドラインを普及してまいります。

○大島分科員 続きまして、政府は、二〇二二年四月に食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査の結果に基づく協力量請を发出し、約一年が経過しましたが、現状はどうなっているのか、出ただけでなく、フォローアップを行って、現場でしっかりと浸透するようにしていくべきではないかと考えますが、政府の考え方を説明願います。

○高橋政府参考人 お答えいたします。

令和四年九月の価格交渉促進期間におきます価格転嫁の状況につきまして中小企業庁が調査をしたところ、中小食品メーカーにおきますコスト増に対する転嫁率は半分程度の四五％と、一定程度転嫁は進んでいると認識しております。

一方で、昨年末に公正取引委員会が公表いたしました転嫁円滑化施策パッケージに基づきます緊急調査の結果では、農業あるいは食品産業の事業者も注意喚起文書の対象となっており、更に価格転嫁を進める観点から、適正取引の推進が重要と

考えております。

引き続き、公正取引委員会など関係省庁と連携しながら、適正な価格転嫁に向けて取り組んでまいります。

○大島分科員 大臣、今の点なんですけれども、

昨年四月に出された食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査の結果に基づく協力量請、これについては大臣もよく承知をされているかと思えます。特に、一年が経過しましたので、現状どうなっているのか、協力量請した各団体等に対して、農林水産省としても、その後の経緯、あるいは、どういう取組をしているかについて確認した方がいいと思えますので、その点、大臣として指示いただけるとありがたいんですけれども、答弁いただければと思います。

○高橋政府参考人 お答えいたします。

昨年度発出いたしました協力量請につきまして、私も行っております食品等流通法に基づきます調査に基づくものでございますが、この調査につきましては、本年度も引き続き継続して調査を実施しているところでございます。

これまでヒアリングを行った業者は合計八十一事業者でございます。うち食品製造事業者は二十一社でございますけれども、卸売業者、量販店等との価格交渉につきましては、以前に比べて改善していると答えているものが多いという状況でございます。

他方で、先ほども申し上げましたように、中小企業庁や公正取引委員会が行っている調査等では問題が指摘されている事例もございまして、引き続き、食品等流通法に基づきます調査を行うなど、フォローアップを行ってまいります。

○大島分科員 大臣からも一言、決意をいただければと思います。

○野村国務大臣 ただいま高橋総括審議官から申し上げましたように、引き続き、食品等流通法に基づき調査を行うなど、フォローアップを行っていきたくて考えております。

○大島分科員 ありがとうございます。

続きまして、酪農関係について質問をさせていただきます。

政府は、ＴＰＰ対策として、地域の関係事業者が連携、結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制構築のために、酪農については、搾乳ロボットの導入促進など、クラスター事業を実施したと聞いています。

二〇一四年、国内でバターが不足しましたので、多くの酪農家がクラスター事業に取り組みました。そして、生産量が増加した時期に新型コロナウイルス感染症の流行で牛乳や乳製品の需要が落ち込み、また、二〇二二年二月からはロシアのウクライナへの侵攻で飼料価格が大幅に高騰しましたので、現在、経営が圧迫されています。

私の地元でも、年内に廃業を決めた酪農家もありません。年齢や後継者の問題が離農を決定した理由と推察しますが、当然、配合飼料などの生産コストの上昇と、それによる収益性の悪化がその決断を早めたという面もあると考えます。このままの状態が継続すると、更に廃業する農家が増えることが想定されます。

そこで、農林水産大臣に、酪農家を守るために伺います。

酪農の生産コストの大きな割合を占める配合飼料の価格高騰に対しては、配合飼料価格安定制度の異常補填基金の積み増しのほか、本年度の第三・四半期、二〇二二年十月から十二月については、配合飼料価格の高止まりによる生産者の飼料コストを抑制するため、緊急特別対策を実施したと承知をしています。

第四・四半期、二〇二三年一月から三月については、第三・四半期、二〇二二年十月から十二月に実施した緊急対策を継続して対応するよう総理から指示があったと聞いていますが、検討状況はどのようになっていますでしょうか。

○野村国務大臣 ただいま委員の方からのご質問のように、飼料価格の高騰に対しては、

これまで、配合飼料価格安定制度における異常補填基金への累次の積み増しのほか、第三・四半期に、今おっしゃいましたように、配合飼料トン当たり六千七百五十円の補填を行う特別対策を講じたところでございます。御承知のとおりでございます。

お尋ねは、第四・四半期についてもということでございますが、高い飼料価格が経営を圧迫しているとの声を聞いておりまして、一月二十四日の物価対策本部におきまして総理指示がございました。これを踏まえまして、第三・四半期に行われたような飼料コストを抑制する対策を継続することで、生産者の皆様が安心して経営継続を見通せるよう、具体的な対策を現在検討しているところでございます。

○大島分科員 また、今後、配合飼料価格が高止まりすると配合飼料価格安定制度による補填金が少なくなり、酪農家の負担が増加しますが、四月以降はどのような対策を実施されるのか。また、今回の配合飼料価格高騰緊急特別対策を拡充し、継続実施すべきと考えますが、政府の見解をお聞かせください。

○渡邊政府参考人 お答えをいたします。

畜産でございませけれども、配合飼料価格の高騰など生産コストの上昇の影響を受けておりますし、特に酪農につきましては、委員御指摘のような生乳需給の緩和といったようなものもありまして、厳しい環境にあるということで認識をしております。

このようなか、第四・四半期につきましては、今大臣から答弁をいたしましたとおりでございます。第三・四半期に配合飼料一トン当たり六千七百五十円の特別対策をしていただけてございまして、その継続の指示を踏まえて対策を検討しているという状況でございます。

お尋ねの令和五年四月以降につきましては、穀物相場ですとか為替の状況をしっかり注視をしていきたいと考えてございます。

○大島分科員 大臣にお願いしたいんですけれども

も、今年の四月以降の対策がまだ見えていないところがあります。先ほど指摘したとおり、配合飼料価格、高止まりすると、配合飼料価格安定制度による補填金は少なくなっていますので、酪農農家の負担が重くなりますので、今答弁がありましたが、四月以降についてもよく酪農農家の経営状況を見ながら対応していただきたいと思えますので、よろしく願います。

続きまして、二〇二〇年の緊急事態下で日本政策金融公庫が農家向けに行った融資制度は、農家のことを十分に考えた制度でありました。生産量拡大のために設備投資を行った酪農農家もあります。市況が回復し、飼料価格が安定するまでは、同様の融資制度があることが望ましいと考えますが、現状の融資制度と政府の見解を伺わせてください。

○村井政府参考人 お答えいたします。

令和二年、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中で、財務省におかれましては、日本政策金融公庫国民生活事業による融資につきまして、農業者を含め、業況悪化を来している事業者に対して、実質無利子無担保での貸付けを行えるコロナ特別貸付けを措置されたものと承知しております。

このコロナ特別貸付けにつきましては、昨年十月からは、低利無担保での貸付措置として継続されており、また、本制度に加えまして、一般の物価高騰等の影響を受けている事業者に対しても、低利の融資制度が措置されているというふうな承知をしております。

これらの対応と並行いたしましたして、農林水産省といたしまして、令和二年、日本政策金融公庫農林水産事業による農林漁業セーフティネット資金等の融資につきまして、新型コロナウイルス感染症による影響を受ける農業者への資金繰り支援として、実質無利子無担保での貸付けを行えるよう措置し、現在まで継続してきているところでございます。

また、これに加えまして、一般の物価高騰等の影響を受けている農業者に対しまして、農林漁

業セーフティネット資金等につきまして実質無利子無担保での貸付けを行えるよう措置しているところでございます。

今後とも、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等による農業経営への影響を注視しながら、農業者の資金繰りに支障が生じないよう取り組んでまいりたいと考えております。

○大島分科員

野村大臣、今、私も、二〇二〇年の緊急事態宣言下で、この日本政策金融公庫の各融資を比べてみると、中小・小規模企業に対する融資も極めて好条件だったんですけども、農業者向けの融資は更に抜群にいい融資制度だということを知っていて、地元の農業関係者の方からして、農業者としては極めて有効でした。

ですから、今の経営実態を踏まえながら、特に、今回のように三十年ぶりの物価高ですので、大臣の世代、私の世代ですと、昔、物価が上がったということを知っているものから、多少こういう感じかなということも理解できるんですけども、ここにいらつしやる現役の諸君はほとんど物価高を経験したことがないので、初めての物価高なので、その物価高に対して、耐える能力がつくまでは、是非農林水産大臣としても配慮していただきたいなと思うので、一言御答弁いただければと思います。

○野村国務大臣

ただいま村井局長から申し上げましたように、国民生活事業関係なりあるいはセーフティネット貸付けにつきましては、利息が少々、今までは無利息だったものが、利息が付与されてきているということですが、農水省関係でいきますと、これは公庫資金を活用しまして、実質的な無利子無担保でございます。これが一番、先ほど委員からおっしゃいましたように、農家の皆さんが活用していただいているのではないかな、こんなことを思っています。できる限りこういった形で農家の皆さん方の一助になればと思っております。

○大島分科員

大臣、御答弁ありがとうございます。

続きまして、資材価格の高騰対策について質問させていただきます。

私、昨年の三月、四月、地元の二百五十軒の農家の皆さんに、燃油の高騰、資材の高騰についてアンケート調査をさせていただいて、多くの農家の方から回答をいただきました。一軒一軒、回答をいただいた農家の方を訪問させていただいて、野菜、ハウス、施設園芸農家の方もいらつしやいますし、花卉農家もいらつしやいます。本当に大変な状況でございます。

一年経過しましたので、改めて対策について確認をさせていただきます。

これは、地元の農家の方の意見です。

燃油価格に対する国の補助制度は理解していませんが、燃油価格が上がれば電気料金も上がりませんが、しかしながら、電気料金を担当ですとの回答しか得られないそうです。燃油を使った農業もあれば、電気を使った農業もあることを大臣には御理解いただき、電気料金に対する補助についても是非検討していただきたいと思えます。

これは地元の農業関係者の意見ですので、これについての御答弁をいただければと思います。

○平形政府参考人

お答えいたします。施設園芸につきましては、経営費に占める燃料費の割合が高いことから、燃料価格が高騰した場合に補填金を交付するセーフティネット対策を実施しております。令和四年度第二次補正におきましては、これまでの燃油に加えて、対象にガスを追加したところであります。

電気料金の高騰に対しましては、政府全体の対策として、電気・ガス価格激変緩和対策事業によりまして、負担軽減の措置を講じております。施設園芸農家を含め、二月の検針分から補助が行われているところでございます。

農林水産省においては、更なる省エネルギー化を後押しするために、補正予算を活用して、ハウスの保温性を高めるための二重カーテンなど、省エネ資材や機器の導入を支援しているところでござ

います。

○大島分科員

次に、資材の高騰について質問をいたします。

御承知のように、燃油だけでなく、資材の高騰も農家にとっては耐えられない限界まで来ております。例えば、肥料が一袋二千円だったものが現在は五千円と二・五倍。特に単肥は、ウクライナ情勢の悪化から品物自体がない状況と地元の農家の方から聞いています。

また、野菜や花の苗を扱うときに使う園芸用のビニール素材の黒いポットは、最も安い頃は一つ八十銭くらいだったものが、今は二円となつていくことも伺っています。それなりの規模の農家ですと、この春、大体五月の母の日くらいまでに、約二十五から三十万ポットを使用するそうです。農業用資材については、燃油、肥料、ビニール等の価格高騰が農家の大きな負担となつていくことから、様々な資材に対応できる、農家への直接的な支援が必要ではないかと考えます。

持続化給付金制度や緊急事態に伴う飲食店への一時給付金のように、農業者へ直接支援金が届く幅広い対策が必要と思えますが、政府の考えをお聞かせください。

○平形政府参考人

お答えいたします。昨年来、資材価格は全体的に上昇傾向にあります。特に燃油、肥料等の価格が上昇しております。これによる農業経営への影響緩和を図ることが重要と認識しております。

このため、農林水産省におきましては、先ほど申し上げました燃油について、施設園芸等燃油価格高騰対策を実施しておりますし、また、肥料につきましては、肥料価格の高騰対策事業を措置いたしました。昨年の秋肥、本年春肥を対象に、化学肥料の使用量低減に向けた取組を行う農業者に対して、肥料費の上昇分の一部、七割を直接支援ということにしております。

また、これに加え、農業は各地域でそれぞれ、ちよつと重点を置いているところがそれぞれ違いますので、政府の中で、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を措置しております。

す。これによりまして、自治体の判断で、地域の実情に応じて、特定の資材の経営に与える影響が大きいものについて、価格高騰への支援、例えば農業ですとかいろいろな資材に対してのことも、活用されているような事例も様々見られているところでございます。

今後とも、資材価格全体の動向と、これによる農業経営への影響を十分注視しながら、これらの対策を着実に進めていく考えであります。

○大島分科員

御答弁ありがとうございます。

昨年もそうでしたけれども、農水省の様々な事業について私も勉強させていただきました。物すごく真面目な役所だなと実感いたしました。

こういう補助金制度を使うとなると、まずは省エネを進めること、そしてもう一つは、農家としては三軒以上の農家、農業法人だと五人以上の農業法人、ある程度グループ化しながら制度、仕組みをつくっていかないと助成を受けられないなと思ったものですから、特に緊急的に行うには各農家に対して直接的に給付する必要があるのかなと思っております。大臣にも是非、農水省は、皆さん、真面目な、本当に真面目な方たちの役所として、やはり緊急事態では必要な金額をそのまま直接給付した方が有効なときもあるものだと思います。今後、そういうことも含めて検討していただければと思います。

続きまして、ホームセンターでの売値、売価について質問させていただきます。

特に花卉農家は、多くの花をホームセンターに卸していますが、売価自体のアップを農林水産省主導でお願いしたいという声が多く寄せられています。

買手であるホームセンターの立場は農家よりも上位にあり、農家がホームセンターに対して売価を上げてほしいと交渉することは事実上難しいと思います。その結果として、農家の収入が減少してまいります。

ホームセンターでは、見た目によいもの、私も驚いたんですけども、価格の高いものから売れるという実態を把握していただき、農林水産省主

導で売価アップを進めていただきたいと思えます。是非この点は、不公正な取引を是正することが一番大切だと思っております。それから、その点についての御答弁、できれば農水大臣からいただければと思います。よろしく申し上げます。

○野村国務大臣 農林水産省としては、肥料等の急激な高騰等による農業経営への影響を緩和するための、先ほど来申し上げておりますが、措置をやってきました。適正価格に反映していくことも大変重要だと考えております。

このため、ホームセンターを含めた各業界において、適正な価格転嫁等の望ましい取引慣行を広げるために、経済産業省等の関係省庁と連携して、パートナーシップ構築宣言について周知を行い、宣言企業の拡大に取り組んでいるところでございます。

また、ホームセンター等の小売業者や市場関係者に生産現場の実情を踏まえた花卉の販売をしていただくため、生産者と流通、小売業者との意見交換会や産地訪問などの交流活動について、開催経費の支援を行っております。

さらに、花卉生産農家の収益性の向上を図るため、生産コスト低減に資する技術指導や、より価格が高い品目への転換に必要な技術実証等の取組についても支援をいたしております。

今後とも、こうした様々な施策を通じて、花卉農家の所得の向上に努めてまいりたいと思っております。

○大島分科員

大臣、ありがとうございます。

私も、サラリーマンをしておりまして、購買担当というのは、経営側から、少し緩くしていいぞと言われたいなかなかなか緩くしないところがありまして、やはり経営者側の意識を変えることが全体的な価格転嫁には必要だと思っております。その点については是非大臣からも御尽力いただければと思います。

最後に質問をさせていただきます。農水省で行っている補助金は、大規模な農家を対象としているようにしか思えないという声も実

はありまして、最近も、とある補助金を申請しようとしたが、試算してみたところ、補助金額は二万五千円しかなかった、経営者として休みなく働いている者にとつて、その金額を得るために必要な書類をそろえる手間をかける時間的余裕はない、是非中小・小規模農業者向けの補助金を充実させてほしいという切実な要望が寄せられました。

物価高はここ三十年経験したことのない状況であり、申請についても簡便な方法が必要と考えますが、政府の考えをお知らせください。

○菅家政府参考人

お答え申し上げます。

今般の生産資材等の価格高騰などを踏まえ、また対策を現場でしっかりと活用していただくためには、申請の事務負担を軽減し、円滑に予算を執行することが重要と考えております。

農林水産省におきましては、補助事業等の申請手続の簡素化を図るため、事業申請に係る書類や申請項目等の抜本的見直し、チェック方式の導入による様式の簡素化などのほか、パソコンやスマホ、タブレットから補助金等の申請を行える農林水産省共通申請サービス、いわゆるeMAFFでございますけれども、この利用の推進などに積極的に取り組んでいるところでございます。

今後とも、現場の御意見をお聞きしながら、事務負担の軽減に努めてまいります。

○大島分科員

大臣、ありがとうございます。

○堀井主査

これにて大島敦君の質疑は終了いたしました。

次に、小寺裕雄君。○小寺分科員 滋賀四区の小寺裕雄でございます。

最後の質問になりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。少し滋賀県のお話をさせていただきます。

琵琶湖という豊富な水資源を有する滋賀県では、その温和な気候と豊かな土壌が稲作に適しているというところのため、古くから水田を利用した米作りが行われてまいりました。現在でも、み

かがみやコシヒカリといった近江米の産地として、農業が盛んに行われています。

県内の農地面積は約五万ヘクタール、そのうちの四万七千ヘクタールが水田の面積であって、何と水田率は九二％、全国では富山県に次いで二番目の割合となっております。また、農業産出額の総額に占める米の割合は五八％で、兼業農家比率は九三％、福井、富山に次いで第三位、世帯所得に占める農業所得の割合は全国最低の水準となっております。

それでも、勤めをしながら休日を中心に稲作を行うような兼業農家の経営で、米が高く売れている時代はよかったです。米代が下がり経営環境が厳しくなるに従い、地域や集落で農業の担い手が減少する傾向が顕著となっております。

そこで、滋賀県では、集落営農組織を担い手の中心に位置づけ、専門性の高い認定農家や株式会社化された法人とともに滋賀県の農業を守ってまいります。

集落営農組織は、そもそも、農業経営基盤促進法に基づいて、集落の個別農業者が組織を形成し、特定農用地利用改善団体の下で特定農業団体となつて現在に至っている現状があります。狙いとしては、恐らく、専従者で事業運営をすることが目標であったと思われませんが、滋賀県では、「みんなががんばる集落営農をキャッチフレーズに、集落の高齢者から現役世代の給与所得者、いわゆるサラリーマンまでが加わって運営されてまいりました。

県内で組織化された集落営農数は七百を超え、担い手への集積率は六三％で全国第八位、集落営農組織は農地を守るためには欠くことのできない存在でもあります。そのうち法人化された営農数は三百六十一法人、富山、新潟に次いで全国で三番目の数となっております。

新型コロナウイルスの影響による米価の下落、また昨今の肥料や生産資材、さらには燃料や電気代の高騰などにより、地域の集落営農の経営には厳しいものがあります。滋賀県では、これからも地域の農業は地域で守るという気概でそれぞれ頑張つて